

私立幼稚園通園に係る申請書の添付書類について

(1) 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由とは、保育園を利用する場合と同等の要件です。第2号認定、第3号認定を受けるためには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当することが条件となります。また、保育の必要性の事由ごとに認定有効期間が定められています。

保育認定の事由	有効認定期間
就労（1か月に48時間以上の労働）	就労している期間（最長就学前まで）
妊娠・出産	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月
求職中（起業準備を含む）	3か月
保護者の疾病・障害、入院	治療に要する期間（最長就学前まで）
同居親族（申請園児を除く）の介護・看護	看護に要する期間（最長就学前まで）
就学（職業訓練を含む）	在学期間内（最長就学前まで）
火災等災害の復旧	各事由が生じている期間
虐待やDVのおそれがあること	保育を必要とする期間
育児休業取得時に既に幼稚園を利用していること	保育を必要とする期間
その他、保育をすることができないと認められる場合	保育を必要とする期間

(2) 保育の必要性の認定に必要な書類（第2号・第3号に該当する方）

保護者の事由		必要な書類
就労 (<u>月48時間以上</u>)	勤務している方・就労内定している方・育休中の方	就労証明書 ※該当する保護者全員の分が必要です。板橋区のホームページに様式を掲載しています。自営業の方は、開業届、営業許可証、確定申告等の自営業の根拠資料も必要です。育休中の方は、取得期間・復職予定日の記載が必要です。
出産	出産予定の方	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日がわかるページ）
傷病	病気の方	診断書（病名・病状と保育できない状況を証明するもの）
障がい	心身に障害がある方	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護・看護 (タイムスケジュールの申告も必要です。)	臥床者の方	診断書又は要介護2以上（在宅介護のみ）の介護保険被保険者証の写し
	重度心身障害の方	重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、愛の手帳1・2・3度のいずれかの写し
	通所・通院・入院の付き添いの方	領収書・通所証明書類・入院計画書等のいずれかの写し
就学	学生の方・職業訓練の方	学生証（発行前の場合は在学証明書）・カリキュラムの写し
求職活動	求職中の方	求職活動申告書 ※板橋区ホームページに様式を掲載しています。
その他		必要な書類
保護者が外国籍の方		在留カードの両面の写し

(3) ひとり親世帯等に該当する方が必要な書類

①	要保護者の方	生活保護受給者証明書
②	配偶者のない方で現に児童を扶養している方	戸籍謄本または児童扶養手当証書やマル親医療証の写し 離婚後1年以内の場合は離婚日が分かる書類（戸籍謄本、離婚届受理証明書の写し）、離婚調停中の場合は調停期日通知書の写し
③	身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の写し
④	療育手帳の交付を受けた方	療育手帳の写し
⑤	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の写し
⑥	特別児童扶養手当の支給対象児童の方	特別児童扶養手当受給証明書の写し
⑦	国民年金の障害基礎年金を受給している方	年金証書の写し
⑧	要介護認定を受けている被保険者の方	介護保険証の写し
⑨	その他板橋区長が認める方	個別にご相談ください。

(4) その他、世帯の状況に応じて必要となる書類

①	世帯員の中に板橋区に住民票がない方がいる場合（単身赴任等）	区市町村民税課税（非課税）証明書（令和6年度分・令和7年度分）
②	令和6年1月1日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和5年中（令和5年1月1日から12月31日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書
③	令和7年1月1日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和6年中（令和6年1月1日から12月31日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書

<その他（注意事項）>

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学務課幼稚園係まで申し出てください。

変更の内容により状況に応じた必要書類等をご案内します。（届出が必要な例：就労状況の変更（退職・転職・勤務日数の変更等）、世帯構成員の変更（婚姻や離婚等）、振込口座の変更）

幼稚園に関連する情報は区のホームページでも情報を公開しています。

トップページ>くらしの情報>入園・入学>幼稚園

《お問合せ先》板橋区教育委員会事務局学務課 幼稚園係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 区役所6階 ⑭番窓口 電話：03-3579-2613

